

お電話ください。

消費者契約トラブル110番

2019年9月9日(月)午前10時～午後4時

電話番号 028-678-8000

消費者トラブル全般の情報提供を受け付けています。

例1

美容ちらし

「リスクなく簡単で安心安全」
「体に全く負担がないので治療可能」
「約20分で終了、翌日からメイクOK」
と、いいことだけ書いてあるけれど、信用しても大丈夫？

例2

「お試し価格」で注文

ところが、定期購入で2カ月目以降は通常料金で買わなければならない契約だと言われた。
お試しのつもりで注文したのに……。

例3

結婚式場の予約

申込み金として10万円支払いました。結婚式の予定日の1年前で、まだ準備にも取り掛かっていないうちにキャンセルしたが、見積金250万円の20%の50万円を請求された。支払わなければならないですか？

例4

規約

スポーツクラブを利用している時に器具でケガをしてしまった。「施設内の事故には一切責任を負わない」と規約にあるので対応してもらえなかった。
規約を読まなかった私の不注意ですか？

*弁護士が電話対応します。*消費者トラブルの要因となった勧誘行為・約款の情報です。
*事業者との間に立った斡旋は行いません。*ご提供いただきました情報は、とちぎ消費者リンクの検討委員会で検討後、必要があれば事業者への是正取組みを行います。情報をお寄せいただいた方に事業者から連絡がはいることはありません。

お問い合わせ先

適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク 事務局

〒321-0968 宇都宮市中今泉2丁目7番19号 電話/FAX 028-678-8000

E-mail cont@tochigilink.org